

平成28年度

事業計画書

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日



社会福祉法人
佐々町社会福祉協議会

◆基本方針

佐々町社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核組織として位置づけられ、地域において各種の福祉事業の推進とボランティア団体など住民組織の育成に努めて参りました。

また、平成12年の介護保険制度の施行に伴い、従来より行って来た在宅福祉サービスを継続し、地域福祉推進の本来の機能を持つ組織として、介護予防事業の活性化をはじめ、小地域における「見守りネットワーク活動」などに取り組んで参りました。

現在、少子高齢化が進み認知症高齢者の増加や核家族化・ひとり親世帯の増加と経済的な貧困、さらには、不登校や引きこもりなど、地域住民が抱える生活課題・福祉課題は複雑で多様化しております。このような深刻な課題を早期に発見し住民に寄り添い、地域を巻き込んだ活動が大切になります。

本会におきましては、平成26年度より総合相談支援センターを設置、これまでの心配ごと相談や弁護士無料相談等とあわせて、生活困窮者自立相談支援事業に取り組んでおります。本年度は、高齢者や障がいのある方を対象とした日常生活自立支援事業の推進と成年後見制度の広報・啓発なども行い、「安全・安心な地域づくり」と分野を問わない包括的なワンストップ型の相談支援体制の構築を目指します。

また、子どもを取り巻く経済的な貧困や生活・学習面での格差が大きな社会問題となっています。本会といたしましても、子どもたちの健全な成長と地域での見守りなど、子どもたちの「育ち」を支援する事業にも取り組んで参ります。

最後に、行政・福祉・保健・医療・教育など関係機関、団体との連携をより一層密にし、「住みなれた地域で誰もが安全・安心で充実した生活」が送れるよう、役職員一丸となって、次の重点事項の達成に向け努力して参ります。

◆重点事項

1. 職員の資質向上と人材確保による組織の円滑な運営

福祉関係諸制度の改正と多種多様な地域住民の福祉ニーズに対応するため、職員の資質向上と意識改革、有用な人材の確保を図り、地域福祉の充実と組織の円滑な運営に努めます。

2. 安全・安心に基づく各種事業の推進

介護事故や交通事故、利用者の権利侵害などが無いリスクマネジメントと研修会の実施、水害・火災に備えた避難訓練などを行い、安心して安全な各種サービスの提供に努めます。

3. 行政・関係機関団体との連携と健全な法人運営の確立

佐々町をはじめ関係機関・団体との連携をより一層図り、法人の健全な運営のため、社協会員の増強と寄付金・共同募金などの有効活用、さらに介護保険法に基づく在宅福祉サービスの充実を図り、法人運営の安定的な財源確保に努めます。

4. 総合相談支援センターの充実・強化と地域づくりの推進

平成26年度より総合相談支援センターを設置し、心配ごと相談や生活困窮者自立相談支援事業、生活福祉資金貸付制度の貸付相談などをおこなってきました。本年度は、認知症の高齢者や障がいのある方を対象とした日常生活自立支援事業の推進と成年後見制度など、権利擁護に関する広報・啓発に努めます。

5. 子どもの「育ち」を支援するための事業への取り組み

生活保護世帯をはじめ、経済的に困窮している世帯に属する子どもには、学習や進学に関する十分な環境が整っておらず、子どもを取り巻く貧困と格差は大きな社会問題となっています。このような、子どもたちのために、基本的な生活習慣の習得や基礎学力の向上、他者との協調性や社会性を形成することを目的とした居場所づくり等、子どもの「育ち」を支援するための事業への取り組みに努めます。

6. 積極的なアウトリーチによる福祉課題の早期発見と早期解決

自ら積極的に地域に出向いて、地域に潜在する多様な生活課題・福祉課題の早期発見と早期解決に努めます。

◆推進事業

1. 法人運営事業の推進

- (1) 定款並びに諸規程、規則、要綱等の整備
- (2) 本会の目的達成のための理事会、評議員会並びに関係委員会の開催
- (3) 人材の育成と確保による事業の実施と安定した組織運営
- (4) 健全な運営及び経営のための監事による監査
- (5) 役員・評議員・関係委員・職員の先進地視察研修
- (6) 関係機関・団体等との連携・協力体制の確立強化
- (7) 職員の知識・技能・技術向上のための研修と各種資格取得の奨励
- (8) 自主財源の確保と経費の削減に努め事業の効率化による経営の改善
- (9) 新しい経理規程に基づいた適切な会計事務の実施
- (10) 社会福祉法人制度改革に則した適切な法人運営の推進

2. 地域福祉事業の推進

- (1) 総合相談事業「心配ごと相談」「弁護士法律無料相談」の実施
- (2) 日常生活自立支援事業の推進並びに成年後見制度の普及・啓発
- (3) 佐々町福祉資金貸付事業の実施
- (4) 長崎県生活福祉資金貸付事業の実施
- (5) 生活困窮者自立相談支援事業の実施
- (6) 救急法・普通救命講習Ⅰ等の研修会の開催
- (7) 「高齢者見守り講座」と「介護技術研修会」の開催
- (8) 情報収集・広報啓発活動と情報の発信、「ホームページ」の充実
- (9) 「福祉ネットワーク」活動の推進と機能強化
- (10) 福祉協力員活動の推進
- (11) 寝たきり・認知症などの高齢者を介護する「介護者の会」への支援
- (12) 生活困窮者自立支援制度に基づく「学習支援事業」の実施に向けた取り組み
- (13) 地域福祉懇談会の開催
- (14) 積極的なアウトリーチを通じた福祉課題の早期発見と解決に向けた取り組み
- (15) 「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の普及・啓発

3. 在宅福祉事業の推進

- (1) ホームヘルプサービス（疾病）事業
- (2) 育児支援ホームヘルプサービス事業
- (3) 佐々町日中一時支援事業
- (4) 佐々町移動支援事業

4. 介護予防事業の推進

- (1) 地域デイサービス事業の実施
- (2) 地域包括支援センターとの連携

5. 障害者総合支援法に対応した事業の推進

- (1) 居宅介護事業
- (2) 重度訪問介護事業
- (3) 基準該当生活介護（平成 28 年 1 月より利用者がいないため休止中）

6. 各種募金事業の推進

- (1) 赤い羽根共同募金
- (2) 歳末助け合い募金
- (3) 日本赤十字社社資
- (4) 戦没者慰霊奉賛金
- (5) 社会を明るくする運動 犯罪予防援助金
- (6) 24時間テレビチャリティー募金
- (7) その他「災害義援金」等の募集

7. ボランティア・住民参加・福祉教育の推進

- (1) ボランティアセンターの充実
- (2) 地域防災ボランティア研修会の開催
- (3) ボランティア連絡協議会の充実強化
- (4) ボランティア団体の育成と登録ボランティア団体への活動助成
- (5) 登録ボランティア団体及び個人ボランティアの協働活動の推進
- (6) 福祉協力校（保育園、小中高校）への支援
- (7) 小学生対象「福祉スクール」、中高校生対象「福祉教室」の開催
- (8) 中・高・大学生の実習生等の受入れ
- (9) 第 28 回 佐々町伝統芸能伝承活動「観月会」の開催
- (10) 「第 23 回 佐々町社会福祉大会」の開催
- (11) 「第 19 回 福祉もちつき大会」の開催
- (12) 「第 11 回 高齢者・小中高校生 囲碁・将棋交流大会」の開催
- (13) 福祉文化の創造・協力・育成
- (14) 「ココロねっこ運動」への協力・啓発
- (15) 不登校・ひきこもり・発達障がい者（児）の親の会への支援

8. 介護保険事業の推進

- (1) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業
 - ①ホームヘルパーの技術向上のための各種研修会の実施
 - ②訪問介護員の人材育成と人材確保

- (2) 通所介護事業・介護予防通所介護事業
 - ①デイサービス室の環境整備
 - ②口腔体操や脳トレなどの生活機能訓練の充実
 - ③書道や園芸などの趣味活動の内容充実

- (3) 居宅介護支援事業
 - ①在宅生活に重点を置いた包括的なケアプランの作成
 - ②地域包括支援センター・行政機関、他関係施設等との連携
 - ③介護支援専門員としての専門的知識の習得のための研修会等への参加

- (4) 在宅介護の充実を図るための職員の育成と人材確保

- (5) 地域ケア会議などを通じた多職種との連携強化

- (6) 研修会等への積極的な参加を通じた職員の資質向上と意識改革

- (7) 認知症高齢者の急増に伴う「認知症ケア」に関する職員研修の実施

- (8) 平成27年度介護保険法の改正に対応した各介護サービスの実施